

指導者に関する規則 新旧対照表 (案)

現 行	改 定 (案)	備考
<p>(リフレッシュポイント)</p> <p>第18条 登録指導者(D級コーチ及びキッズリーダーを除く)は、リフレッシュ研修会の受講やチームの指導等を通じ、指導者としてのレベルアップに務めなければならない。また、所定の期間内にリフレッシュポイントを獲得しなければならない。</p> <p>2 必要ポイント数と獲得期間は下記のとおりとする。</p> <p>(1) S級コーチ：40ポイント／2年間</p> <p>(2) A級コーチジェネラル：40ポイント／4年間</p> <p>(3) A級コーチU-15：40ポイント／4年間</p> <p>(4) A級コーチU-12：40ポイント／4年間</p> <p>(5) B級コーチ：40ポイント／4年間</p> <p>(6) C級コーチ：40ポイント／4年間</p> <p>(7) フットサルA級コーチ：40ポイント／4年間</p> <p>(8) フットサルB級コーチ：40ポイント／4年間</p> <p>(9) フットサルC級コーチ：40ポイント／4年間</p> <p>3 サッカーとフットサル両方のライセンスを保有している指導者は、それぞれのライセンスについて必要なリフレッシュポイントを獲得しなければならない。</p>	<p>(リフレッシュポイント)</p> <p>第18条 登録指導者(D級コーチ及びキッズリーダーを除く)は、リフレッシュ研修会の受講やチームの指導等を通じ、指導者としてのレベルアップに務めなければならない。また、所定の期間内にリフレッシュポイントを獲得しなければならない。</p> <p>2 必要ポイント数と獲得期間は下記のとおりとする。</p> <p>(1) S級コーチ：40ポイント／2年間</p> <p>(2) A級コーチジェネラル：40ポイント／4年間</p> <p>(3) A級コーチU-15：40ポイント／4年間</p> <p>(4) A級コーチU-12：40ポイント／4年間</p> <p>(5) B級コーチ：40ポイント／4年間</p> <p>(6) C級コーチ：40ポイント／4年間</p> <p>(7) フットサルA級コーチ：40ポイント／4年間</p> <p>(8) フットサルB級コーチ：40ポイント／4年間</p> <p>(9) フットサルC級コーチ：40ポイント／4年間</p> <p>3 サッカーとフットサル両方のライセンスを保有している指導者は、それぞれのライセンスについて必要なリフレッシュポイントを獲得しなければならない。ただし、両ライセンスのリフレッシュポイント獲得期間が一時的にでも重複する場合、該当期間の必要ポイント数が軽減される。軽減される条件とポイント数は次のとおりとする。</p> <p>(1) B級またはC級コーチとフットサルA級コーチを保有している指導者は、B級またはC級コーチの必要ポイント数が10ポイント軽減される。</p> <p>(2) S級またはA級コーチジェネラル、A級コーチU-15、A級コーチU-12とフットサルB級またはフットサルC級コーチを保有している指導者は、フットサルB級またはフットサルC級コーチの必要ポイント数が10ポイント軽減される。</p> <p>(3) B級またはC級コーチとフットサルB級またはフットサルC級コーチを保有している指導者は、両ライセンスの必要ポイント数がそれぞれ5ポイントずつ軽減される。</p>	<p>・サッカーとフットサル両方のライセンスを保有している指導者のポイント軽減を追記</p>

現 行	改 定 (案)	備考
<p>(リフレッシュポイント獲得方法)</p> <p>第19条 リフレッシュポイントは、リフレッシュ研修会ポイントと指導ポイントから構成される。</p> <p>1. リフレッシュ研修会ポイント</p> <p>(1) リフレッシュ研修会の構成等は下記のとおりとする。</p> <p>① リフレッシュ研修会は、講義、実技及び指導実践の組み合わせで構成する。</p> <p>② 講義とは、インストラクター又はインストラクターが指定した者がインストラクター立ち合いの元で行う座学形式の講習会方法をいう。</p> <p>③ 実技とは、インストラクターが指導を行い、受講者がプレイヤーとして実技を行う講習会方法をいう。</p> <p>④ 指導実践とは、受講者が指導を行う講習会方法をいう。</p> <p>⑤ 講義、実技及び指導実践は、それぞれ1コマにつき2時間程度とする。</p> <p>⑥ 実技又は指導実践を行う場合は、講義を併せて行う。</p> <p>(2) リフレッシュ研修会受講ポイント</p> <p>① 講義1回につき、5ポイントとする。</p> <p>② 実技1回につき、5ポイントとする。</p> <p>③ 指導実践1回につき、10ポイントとする。</p> <p>④ 1日で行う講習会で付与できるリフレッシュポイントの合計は最大20ポイントとする。</p> <p>⑤ 2日以上に渡って行う講習会で付与できるリフレッシュポイントの合計は最大40ポイントとする。</p> <p>⑥ eラーニング1講座につき、5ポイントとする。なお、リフレッシュポイント獲得期間内にeラーニングで取得できるポイント数は最大10ポイントとする。</p> <p>2. 指導ポイント</p> <p>指導ポイントの付与は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 付与対象の指導者</p> <p>① 日本サッカー協会加盟チームの監督及びコーチ</p>	<p>(リフレッシュポイント獲得方法)</p> <p>第19条 リフレッシュポイントは、リフレッシュ研修会ポイントと指導ポイントから構成される。</p> <p>1. リフレッシュ研修会ポイント</p> <p>(1) リフレッシュ研修会の構成等は下記のとおりとする。</p> <p>① リフレッシュ研修会は、講義、実技及び指導実践の組み合わせで構成する。</p> <p>② 講義とは、インストラクター又はインストラクターが指定した者がインストラクター立ち合いの元で行う座学形式の講習会方法をいう。</p> <p>③ 実技とは、インストラクターが指導を行い、受講者がプレイヤーとして実技を行う講習会方法をいう。</p> <p>④ 指導実践とは、受講者が指導を行う講習会方法をいう。</p> <p>⑤ 講義、実技及び指導実践は、それぞれ1コマにつき2時間程度とする。</p> <p>⑥ 実技又は指導実践を行う場合は、講義を併せて行う。</p> <p>(2) リフレッシュ研修会受講ポイント</p> <p>① 講義1回につき、5ポイントとする。</p> <p>② 実技1回につき、5ポイントとする。</p> <p>③ 指導実践1回につき、10ポイントとする。</p> <p>④ 1日で行う講習会で付与できるリフレッシュポイントの合計は最大20ポイントとする。</p> <p>⑤ 2日以上に渡って行う講習会で付与できるリフレッシュポイントの合計は最大40ポイントとする。</p> <p>⑥ eラーニング1講座につき、5ポイントとする。なお、リフレッシュポイント獲得期間内にeラーニングで取得できるポイント数は最大10ポイントとする。</p> <p>2. 指導ポイント</p> <p>指導ポイントの付与は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 付与対象の指導者</p> <p>① 日本サッカー協会加盟チームの監督及びコーチ</p>	

- ② S級インストラクター
- ③ A級ジェネラルインストラクター
- ④ A級U-15インストラクター
- ⑤ A級U-12インストラクター
- ⑥ B級インストラクター
- ⑦ ゴールキーパーA級インストラクター
- ⑧ ゴールキーパーレベル3インストラクター
- ⑨ ゴールキーパーレベル2インストラクター
- ⑩ ゴールキーパーレベル1インストラクター
- ⑪ フィジカルフィットネスC級インストラクター
- ⑫ JFAナショナルコーチングスタッフ
- ⑬ JFAナショナルトレセンコーチ
- ⑭ フットサルA級インストラクター
- ⑮ フットサルB級インストラクター
- ⑯ フットサルC級インストラクター
- ⑰ 上記以外で本協会技術委員会が認定したインストラクター
- ⑱ 47FAインストラクター
- ⑲ 47FAトレセンスタッフ
- ⑳ 海外チームの監督及びコーチ（第12条に定める）

(2) 指導ポイント付与の条件

- ① 指導ポイントは20ポイントとする。なお、前号①から⑳のうち、複数の項目に該当している場合であっても、付与されるポイントの上限は20ポイントとする。
- ② 第18条2項に定めるリフレッシュポイント獲得期間内に1回に限りポイントを付与することが出来る。なお、当該ポイントを、第25条2項に定めるライセンス復活時の不足リフレッシュポイントとして加算することはできない。
- ③ 前号①のポイントの付与は、チーム登録責任者が当該ライセンス保有者をコーチ登録することによって行う。
- ④ 本協会は、前号②から⑮に定めるポイントの付与を行う。
- ⑤ 都道府県サッカー協会は、前号⑥、⑯及び⑰に定めるポイントの付与を行う。
- ⑥ サッカーチームフットサル登録制度を利用するサッカーの第2種から第4種（これ

- ② S級インストラクター
- ③ A級ジェネラルインストラクター
- ④ A級U-15インストラクター
- ⑤ A級U-12インストラクター
- ⑥ B級インストラクター
- ⑦ ゴールキーパーA級インストラクター
- ⑧ ゴールキーパーレベル3インストラクター
- ⑨ ゴールキーパーレベル2インストラクター
- ⑩ ゴールキーパーレベル1インストラクター
- ⑪ フィジカルフィットネスC級インストラクター
- ⑫ JFAナショナルコーチングスタッフ
- ⑬ JFAナショナルトレセンコーチ
- ⑭ フットサルA級インストラクター
- ⑮ フットサルB級インストラクター
- ⑯ フットサルC級インストラクター
- ⑰ 上記以外で本協会技術委員会が認定したインストラクター
- ⑱ 47FAインストラクター
- ⑲ 47FAトレセンスタッフ
- ⑳ 海外チームの監督及びコーチ（第12条に定める）

(2) 指導ポイント付与の条件

- ① 指導ポイントは20ポイントとする。なお、前号①から⑳のうち、複数の項目に該当している場合であっても、付与されるポイントの上限は20ポイントとする。
- ② 第18条2項に定めるリフレッシュポイント獲得期間内に1回に限りポイントを付与することが出来る。なお、当該ポイントを、第25条2項に定めるライセンス復活時の不足リフレッシュポイントとして加算することはできない。
- ③ 前号①のポイントの付与は、チーム登録責任者が当該ライセンス保有者をコーチ登録することによって行う。
- ④ 本協会は、前号②から⑮に定めるポイントの付与を行う。
- ⑤ 都道府県サッカー協会は、前号⑥、⑯及び⑰に定めるポイントの付与を行う。
- ⑥ 種別を問わずサッカー及びフットサルいずれかの加盟チームに所属するライセンス保

・指導ポイント付与対象

~~らと同一年代の女子種別チームを含む) 種別の加盟チームに所属するフットサルライセンス保有者については、サッカー及びフットサル両方のライセンスについて、それぞれ20ポイントずつ付与できるものとする。ただし、フットサルチームの指導によりサッカーライセンスのポイントを加算することはできない。~~

有者は、サッカー及びフットサル両方のライセンスについて、それぞれ20ポイントずつ付与できるものとする。

ライセンスの拡大を追記

現 行	改 定 (案)	備 考
<p>(施行)</p> <p>第29条 本規則は、2014年11月13日から施行する。</p> <p>[改正]</p> <p>2016年3月10日</p> <p>2017年1月19日</p> <p>2017年4月13日</p> <p>2018年2月 8日 (2018年4月1日施行)</p> <p>2019年4月11日</p> <p>2019年7月11日</p> <p>2021年1月21日</p>	<p>(施行)</p> <p>第29条 本規則は、2014年11月13日から施行する。</p> <p>[改正]</p> <p>2016年3月10日</p> <p>2017年1月19日</p> <p>2017年4月13日</p> <p>2018年2月 8日 (2018年4月1日施行)</p> <p>2019年4月11日</p> <p>2019年7月11日</p> <p>2021年1月21日</p> <p>2021年9月 9日</p>	<p>理事会での承認の日付</p>